

～東日本大震災により被災された皆さんへ～

医療機関での窓口負担免除措置の期間が延長となりました

免除措置を受けることができる期間と対象者

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域等(※1)に、平成23年3月11日現在住民登録をしていた方(※2)→平成25年2月28日まで
- 東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度および全国健康保険協会のいずれかの医療保険に加入している方(※2、※3)→平成24年9月30日まで

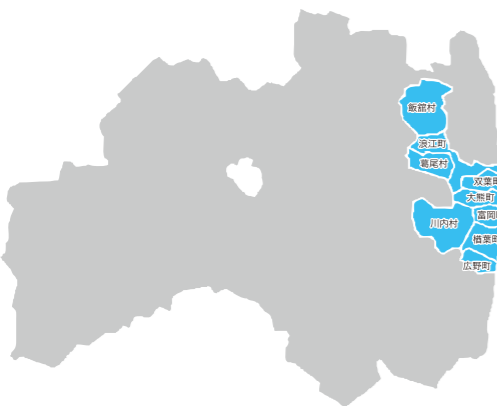
- ※1…「警戒区域等」とは、①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)に指定された4つの区域をいいます。
- ※2…震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。
- ※3…その他の医療保険に加入している方は、保険者により引き続き窓口負担が免除されることもありますので、詳細については保険者へお問い合わせください。

免除証明書の取り扱いについて

国民健康保険、後期高齢者医療制度および全国健康保険協会のいずれかの医療保険に加入している方は、有効期限が「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。(※4)

- ※4…その他の医療保険に加入している方で、引き続き窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。ただし、次の市町村国保にご加入の方、または福島県の後期高齢者医療制度に加入している方で、保険証に記載された住所が次の市町村の方は、平成24年9月30日までは、引き続き免除証明書の提示は不要です。

対象の市町村(福島県)／広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村



免除証明書についてご不明な点は、加入している保険者へお問い合わせください。

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線114)へ。

後期高齢者医療保険料の改定について

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額です。被保険者一人ひとりに課されます。この「所得割額」の所得割率と「均等割額」は、2年ごとに見直すことになっており、平成24年度の改定内容は次のとおりです。

なお、ご自分の保険料額は7月に送付される保険料決定通知書、または納付通知書でご確認ください。

平成24・25年度の保険料

「所得割額」の所得割率／8.25% (平成22・23年度は7.75%)
均等割額／41,860円 (平成22・23年度は40,300円)
賦課限度額／55万円 (平成22・23年度は50万円)

社会保険の被扶養者について

後期高齢者医療制度へ加入する前に社会保険の被扶養者だった方は、当分の間引き続き保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は課されません。「均等割額」の9割が軽減され、1割を納付していただきます。

後期高齢者医療保険料の納め方

後期高齢者医療保険料は、原則年金からの天引き(特別徴収)ですが、さまざまな条件により納付通知書による窓口納付(普通徴収)になることがあります。

また、保険料の年金天引きを中止し、口座振替に変更することもできます。変更の手続きについては、保険年金課にご相談ください(国保税等の納付実績により、年金天引き中止の申し出が認められない場合があります。また、口座振替不能になった場合は、再度、年金天引きになる場合があります)。

○特別徴収(年金からの天引き)の場合

年金の受給額が年間18万円以上で、本年2月まで特別徴収で納付していた方は、本年度も特別徴収となり、年6回の年金受給時に保険料が自動的に年金から天引きされます。7月中旬に保険料決定通知書が送付されますのでご確認ください。

○普通徴収(納付通知書による納付、または口座振替)の場合

年金の受給額が年間18万円未満の方や、介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引き中止の申請をされた方、また本年4月以降に75歳になった方や他市町村から転入された方等は普通徴収となります。7月から来年2月までの計8回、保険料を納付通知書により金融機関等の窓口で納付していただきます。また、口座振替をご希望の場合は最寄りの金融機関にお申し込みください。申し込んだ翌月からの取り扱いになります。

昨年10月1日以降に75歳になった方、または10月以降に他市町村から転入された方等は、本年10月から特別徴収が開始される場合があります。納付通知書をご確認ください。

問い合わせ／保険年金課(☎581・2121内線111)へ。

日常生活でも活用できる認知症予防 認知症予防教室「料理で楽しく脳イキイキ！」

認知症患者数は2005年には189万人ですが、3人に1人が高齢者となる2035年には337万人になると予想されています。認知症の約6割を占めるアルツハイマー病は、発症する約7年前から認知機能の低下がみられ、早期からの予防が大切です。また、最近では脳の認知機能を高める活動をすることで認知症の予防効果があると言われていています。「料理」を通して認知機能を刺激する認知症予防を体験してみませんか？

教室内容／5日間のコースで「料理を考える」「調理の段取りを組み立てる」など「創作料理」を通して認知機能を刺激するプログラムを予定しています。

日程等(予定)／

回数	日時	内容
1	5月7日(月)午前10時～11時40分	①認知症を予防するためには…(40分) ②オリエンテーション(60分)
2	5月16日(水)午前10時～11時40分	創作料理のアイデアを出し合おう
3	5月23日(水)午後1時30分～3時10分	創作料理の作り方を考えよう
4	5月30日(水)午前10時～11時40分	創作料理の段取りを考えよう
5	6月8日(金)午前10時～午後2時	調理実習、試食、まとめ

場所／保健福祉総合センター

定員／20人

申し込み／4月25日(水)までに保健福祉総合センターへ電話でお申し込みください。定員になり次第締め切ります。

その他／この事業は健康づくり・チャレンジポイント事業です。

問い合わせ／保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

年金 あざむけ

国民年金保険料が変わりました

平成24年4月から、国民年金保険料は月額14,980円になりました。

国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」

学生の皆さんも、20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。しかし、学生本人の収入が一定額以下のときには、申請により保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。対象となる期間は、平成24年4月から平成25年3月まで、または20歳到達時から平成25年3月までです。

対象となる学生は「学校教育法」に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学している方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。申請は、保険年金課で受け付けます。

手続きに必要なもの／学生証または在学証明書、年金手帳、認印

学生納付特例制度の審査結果は、日本年金機構埼玉事務センターから申請者の方に郵送でお知らせします。「学生納付特例制度」として承認された期間については、年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、この制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合、障害基礎年金を受け取ることができなくなりますので、未納にはご注意ください。

学生納付特例制度が承認された期間の保険料は、10年以内であれば申し出をすることで追納することができます。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

